

豚の動物福祉（最終回）

— UK 福祉プレスリリース —

日本農産工業 櫻井 忠

家畜を動物福祉の対照として取り込んだ EU、なかでも英国政府はその中心的役割を果たしてきた。今から約 10 年前、英国政府が取り組んだ動物福祉政策についてプレスリリースをいくつか紹介して、「豚の動物福祉」最終回としたい。

豚の福祉：農家のための新しいガイドライン

豚の福祉に関する農家への新しいガイドラインが今日動物福祉大臣 Elliot Morley によって着手された。

ガイドラインは英国のすべての豚生産者に郵送される予定である。

閉鎖の分娩ストールと鎖の使用は、1999 年 1 月から禁止される予定で、ガイドラインの中にも含まれる。

Morley は述べた：

“政府の意向は最高の動物福祉基準を進展させ施行することである。ガイドラインは農民が動物福祉法規の遂行について感じる多くの疑問について答えるであろう。自分達の家畜の福祉に対する正しさ、規則が要求している正当性に不安はない。”

離乳豚および子育てする豚のためのスペースの許容が EC Directive 91/630 によって規定された。1994 年 1 月以前は 4 年間の猶予期間が認められたが、1999 年 1 月から閉鎖の分娩ストールと鎖の使用を禁止する規定が含まれる Livestock Regulations

1994 (SI 2126) の福祉法が英国内で実施される。

ガイドラインのコピーが豚生産者を代表する主要な団体および福祉団体、ならびに獣医師団体に送られている。コピーは次の数週間以内に英国のすべての豚生産者に郵送されるであろう。

出典：MAFF, 7 月 16 日, 1997 年

MAFF が警告する熱ストレス

熱ストレスは家畜の主要な問題になり、そして苦痛を与え得ると、動物福祉大臣 Elliot Morley は本日述べた。

Morley 氏は農民および運送者に対し、彼らの費用の中には家畜の福祉を守る責任分が含まれることを気づかせた。

彼は述べた：

“家畜に対して異常なあるいは長期の熱および湿気を与えることを先んじて考えかつ対策を講じること、さらに問題発生時には速やかに解決のための行動がとれるよう準備しておくことを銘記すること。” “収容密度を減らしたりあるいは換気を増やしたりのような適当な基準を設けただけでは許されない。我々は公表された動物福祉の報告に基づき実践することを決めた。個人事業者の特殊な事情があったとしてもそれを適応する、例外はない。”

MAFF は豚 (PB 1316)、鶏 (PB 1315) および羊 (PB 2111) の熱ストレスを避けるための忠告

を述べているパンフレットをすでに出版しており、MAFF 出版から無料で利用できる (tel 0645 556000)。

出典：MAFF, 7月10日, 1997年

生きた動物の輸出福祉のレビュー

生きた動物の大陸への輸出に関する福祉ルールを施行するための規則の主要なレビューが政府によって命ぜられた。

MAFF の Parliamentary Secretary である Elliot Morley によって今日アナウンスされた緊急のレビューは現在の規則に対する強い国民の批評への反論である。

Morley 氏は述べた：

“政府は (家畜が) 生きてよりもむしろ鍵で吊るされて輸出される肉を強く要望したい。EU の法律は生体輸出について承認している。しかし、動物に対する残酷な行為防止のための王立社会協会、Compassion in World Farming および動物福祉の国際基金によってすでに始められた司法のレビューにより、政府が肉源である子牛の輸出を制限する力があることを認めるであろう真実を歓迎する。”

“動物が生きて輸出される場所では、国民は最高の動物福祉が担保されている信頼を持たなければならない。したがって、法律に従って輸出する前に、我々は動物が休息し、餌を食べ、水を飲みそしてきれいにすることを保証するための規則の緊急レビューを命じた。”

“我々は決定される前にすべての興味ある部分のレビューを聴くことを楽しみにしている。政府は 1995 年に同意された動物輸送の福祉に対する新たな EU のルールの施行にともない、できる限り実用的に進めることを計画した。これらの発議はこの貿易に対する最高の福祉を適用する政府の相対的な戦略の一部分であり、他の EU 加盟国の福祉基準より高いものかもしれないが、我々は他国の福祉基準に対して妥協しない。”

Transport Order 1994 の間に動物福祉を通じて英国で遂行された EU Directive 91/628 によって輸送中の家畜の福祉が規定された。Directive は輸送時期の制限および輸送事業に対する委任システムを含む新たな要求を含めるために 1995 年に修正された。英国内のこれらの要求を実施するための国際ルールの発達は進歩的なステージである。

農業省は Surrey KT6 7NF, Surbiton, Tolworth, Hook Rise South, 農業、漁業および食糧ビル、動物福祉局の E. S. H. Sanwalka 婦人に対する見解および提案を司法に送る。

聴取は RSPCA, CIWF, IFAW 協会によって大臣に対してもたらされた Judicial Review に関する高等法院によって言及された疑問に対する European Court of Justice 内で 5月27日に予定された。その疑問は政府が肉源である子牛の輸出を制限する権利を持つかどうかと関係する。裁判所は数ヶ月後にその判決を行なうようである。

出典：MAFF, 5月20日, 1997年